

令和6年度高等部（知的障害）入学者募集要項

宮城県立山元支援学校

1 募集学科、修業年限、定員

普通科 修業年限3年 19人

2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害(※1)がある者で、令和5年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者。

※1 「学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害」

- 1 知的発達遅滞があり、他人と意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

3 併願の不可

出願できる県立特別支援学校高等部及び専攻科は一つの学校に限るものとする。また、県立支援学校高等学園等との併願は認めない。

なお、出願した知的障害の県立特別支援学校高等部に合格した場合は、公立高等学校への出願は認めない。

〈留意事項〉

- 1 イ 中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程修了若しくは修了見込みの者で、特別支援学校（知的障害）を志願する場合は、特別支援学級（知的障害）在籍が条件である。
- ロ ただし、中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程修了若しくは修了見込みの者で、通常の学級又は特別支援学級（知的障害以外）に在籍している場合でも、知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）又は市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が知的障害があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に添付することにより受検を可とする。
- 2 志願する者は、原則として事前に教育相談を受けること。
- 3 出願できる特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園等は一つの学校に限るものとする。出願した学校に合格した場合には、公立高等学校の第一次募集及び公立特別支援学校の第二次募集を併願することは認めない。また、第二次募集で合格した場合

には、他の公立学校に出願することはできない。

- 4 特別支援学校高等部及び支援学校高等学園等に出願できる者は、原則として出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部及び支援学校高等学園のいずれにも在学していない者とする。

4 出願手続

(1) 出願書類

- イ 入学願書
- ロ 調査書

(2) 出願書類の入手方法

- イ 来校し、直接交付を受ける。
- ロ 本校ホームページよりダウンロードする。
- ハ 出身学校長を通して宮城県立山元支援学校長に請求し、交付を受ける。なお、郵送により請求する場合は、返信用封筒に切手120円を貼り付け同封すること。

(3) 出願書類の提出

イ 出願期間

令和5年12月15日（金）から12月27日（水）まで

※受付は土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後4時までとする。郵送の場合でも受付最終日の午後4時まで必着のこと。

ロ 提出方法

持参又は郵送

※出身学校長を通して提出すること。

ハ 提出先

本校事務室

〈郵送の場合の宛先は、次のとおり〉

〒989-2202 亘理郡山元町高瀬字合戦原100-2

宮城県立山元支援学校長 宛

※郵送の場合には、封筒に「入学願書在中」と朱書きの上、受検票送付用封筒1通（長形3号、簡易書留速達郵便料金分の切手694円を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの）と併せて送付すること。

(4) その他

- イ 出願に係る手数料は徴収しない。
- ロ 受理した書類（受検票送付用封筒、切手等を含む。）は、出願の取消があっても返還しない。

5 出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立山元支援学校高等部・専攻科出願取消し届（様式第3号）により出身学校長を経て、速やかに本校校長に届け出るとともに、受検票を返還する。

6 追検による選考の実施

- (1) 第一次募集選考日当日に実施する諸検査及び面接等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。
- (2) 追検による選考は、第一次募集選考日当日に諸検査及び面接等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。
 - イ インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者
 - ロ その他やむを得ない事由のある者
- (3) 第一次募集選考日当日において、諸検査または面接等のうち一つでも受検した場合には、本校校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断することとする。
- (4) 追検による選考における諸検査及び面接等は、第一次募集選考に準じて実施する。
- (5) 実施上の手続きは以下のとおりとする。
 - イ やむを得ない事由により諸検査及び面接等を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。
 - ロ 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後4時まで、本校校長へ電話等で連絡する。
 - ハ 当該出身学校長は、令和6年1月12日（金）午後5時まで、追検による選考申請書（様式第7号-1）に証明書等を添付し、本校校長へ持参又は郵送する。
 - ニ 申請書及び証明書類等（以下「申請書類」という）を受理した本校校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長宛に追検による選考受検許可書（様式第7号-2又は4）を送付する。
 - ホ 追検による選考を認められた出願者は追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証の写しを受付で提示し受検する。
 - ヘ 追検による選考に係る書類の送付については、辞退の緊急性に鑑み、まず FAX等で送付し、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

7 選考期日等

- (1) 期 日 令和6年1月11日（木）
※追検による選考を実施する場合
令和6年1月16日（火）
- (2) 場 所 宮城県立山元支援学校
- (3) 選考方法 出願書類、諸検査（言語・数量的能力、作業能力、運動能力）、面接の結果を総合的に判断して行う。
- (4) 日 程 午前8時45分 ～ 午前9時00分 受付
午前9時00分 ～ 午前9時10分 オリエンテーション
午前9時25分 ～ 午前10時55分 諸検査
午前11時15分 ～ 午後12時15分 面接・面談（保護者）
- (5) 持ち物 受検票、筆記用具、運動着、室内用運動靴、水筒、タオル

8 合格発表

- (1) 日 時 令和6年1月19日(金)午後3時
- (2) 方 法 合格者の受検番号を本校昇降口付近に掲示する。なお、結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は、結果通知用封筒1通(角型2号、簡易書留速達郵便料金分の切手730円を貼付し出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。)を本校校長宛に送付すること。

9 第二次募集

合格者数が募集定員に満たない学科について、第二次募集を行う。第二次募集の出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に公表する。

10 入学の辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式第4号)により出身学校長を経て本校校長に届け出る。

11 学力検査教科別得点の簡易開示

本校の入学者選考検査では、教科の学力検査を実施しないので、簡易開示の対象とはならない。

12 諸検査及び面接等の実施上、配慮を要する者の扱い

出身学校長は身体上のこと等で特に配慮を要する者が出願する場合、諸検査及び面接等について、事前に本校校長と電話等で連絡・調整の上、出願期間前のできるだけ早い時期に、本校校長に受検上の配慮申請書(様式第8号-1)により申請する。

13 問合せ先

宮城県立山元支援学校

〒989-2202 亶理郡山元町高瀬字合戦原100-2

電話 0223-37-0518

FAX 0223-37-2727

担当 主幹教諭 木戸